

秋田市告示第299号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和6年10月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
医療法人 運忠会	土崎ヘル パーステ ーション	秋田市土崎港中 央一丁目21番30 号	令和6年9月30日	訪問介護
合同会社 びりーぶ	デイサー ビスひば りさん	秋田市卸町五丁 目14番10号	令和6年9月30日	認知症対応型 通所介護、介 護予防認知症 対応型通所介 護